

知多市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針として、知多市都市計画マスタープランを策定するにあたり、必要な事項の調査及び検討を行うため、知多市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体に属する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から知多市都市計画マスタープランが策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する者から選任するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の代理)

第6条 委員の代理は認めない。ただし、第2条第2項第4号に定める委員は、その職務を代理するものが会議に出席することができる。

(策定部会の設置等)

第7条 委員会に策定部会を置く。

- 2 策定部会は、委員会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 策定部会は、策定部会長、策定副部会長及び策定部会員で組織する。
- 4 策定部会長は都市整備部長を、策定副部会長は都市計画課長をもって充て、策定部会員は職員のうちから策定部会長が指名する。
- 5 策定部会長は、会務を総理し、策定部会を代表する。
- 6 策定副部会長は、策定部会長を補佐し、策定部会長に事故があるとき、又は策定部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 策定部会の会議は、必要に応じて策定部会長が招集し、議長となる。
- 8 策定部会長は、策定部会の会議において必要があると認めるときは、策定部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会の設置等)

第8条 委員会に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、策定部会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を策定部会に報告する。
- 3 作業部会は、作業部会長、作業副部会長及び作業部会員で組織する。
- 4 作業部会長は都市計画課長を、作業副部会長は都市開発チーム長をもって充て、作業部会員は策定部会員が所属する部署から推薦する者をもって充てる。
- 5 作業部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 作業副部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故があるとき、又は作業部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 作業部会の会議は、必要に応じて作業部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、知多市都市計画マスタープランを公表した日の翌日から効力を失う。